性感染症に関する特定感染症予防指針の改定（H30.1.18）

性感染症に関する特定感染症予防指針

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、性感染症に関する特定感染症予防指針（平成十二年厚生省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月十八日
厚生労働省告示第十号
厚生労働大臣　加藤　勝信

出典：厚生労働省，性感染症に関する特定感染症予防指針，平成30年1月18日
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000186685.pdf

性感染症に関する特定感染症予防指針改正のポイント　資料2

性感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第6項に規定する性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症をいう。）は、若年層における発生の割合が高いことや梅毒報告数の増加が指摘されている。こうした状況を踏まえ、重点的に取り組む新たな対策を中心に、社会全体で総合的な性感染症対策を実施していくため、本指針を改正する。

○ 効果的な普及啓発
- 国と都道府県等が協力して、性感染症予防の普及啓発に関して社会の理解を後押しする。
- 教育を行う者がその重要性を認識するために、性感染症から自分の身体を守るための情報を正しく理解することが必要である。
- 個人個人においてどのようなタイミングで検査が必要なのか、様々な機会を通じて若年層も含め広く国民に啓発する。

○ 現在の国内発生動向
- 全数把握疾患である梅毒については、全体の報告数のうち多数を占める男性の増加とともに、女性の報告数と報告数全体に占める女性の報告数の割合の増加も指摘されていることを踏まえ、発生動向の多面的な把握のため、疫学研究を強化する。

○ 医療の質の向上
- 標準的な診断や治療の指針等について積極的な情報提供を行い、医療従事者に対する普及啓発を図る。

○ 検査や治療等に関する研究開発の推進
- 薬剤耐性を持つ病原体による性感染症に対する治療法等に係る研究開発を推進する。
- 海外で使用されている治療薬を国内に導入していくなど、海外との格差を是正する。

※エイズ・性感染症に関する小委員会を4回実施、資料等は下記URLから
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei.html?tid=403928

出典：第5回厚生科学審議会感染症部会エイズ・性感染症に関する小委員会
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000203820.html

岡山県の取り組み

出典：岡山県ホームページ（梅毒対策）
https://www.pref.okayama.jp/site/syphilis/

バイどんによる
YouTubeでの普及啓発

岡山市の取り組み

内科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、
耳鼻科など（700か所）へ啓発資料を送付

○積極的疫学調査を集計したチラシ

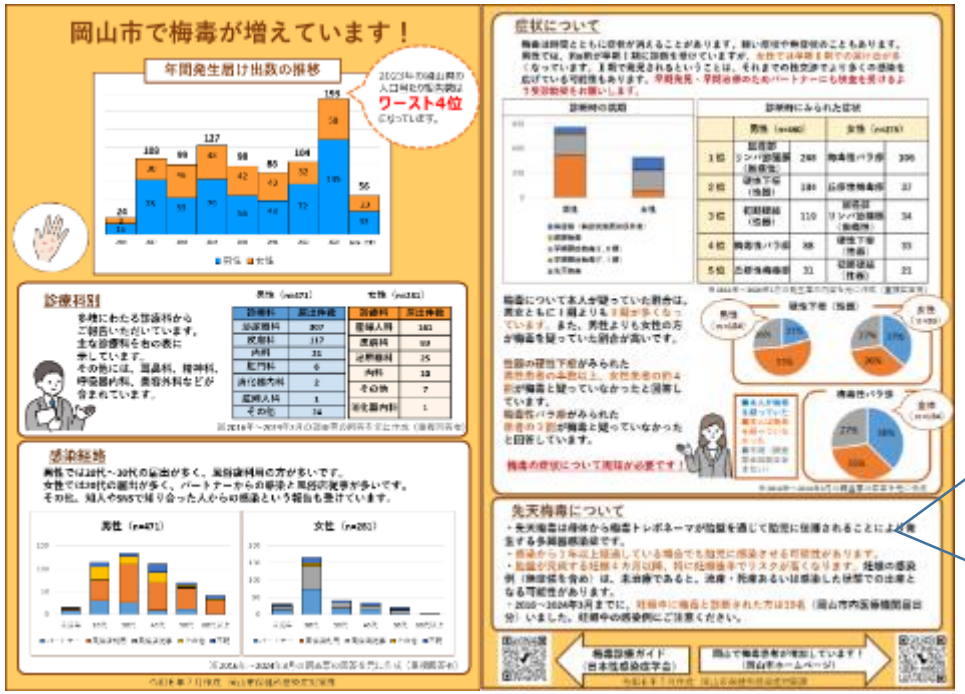

梅毒早期発見に
つながる情報、
先天梅毒の注意点
など掲載

○梅毒啓発カード

○エイズ・性感染症出前講座（年間80回）

小学生～大学生・専門学生へ梅毒（HIV、STDを含む）の知識、予防方法等を普及